

ルモ、会社ノ真意ヲ知ラサルモノデ誤解ナキ様ニ示
サレタイ

ト述べ逐條的説明ニ入り新田課長ハ第一項より第六項
ニ至ル迄ノ説明中「遠慮」トアルハ従業員ノ要求希
望ヲ容レル意味ナリト述べ従業員側代表者ニ喜意現ハ
レ交渉好転スルモノト認メラレタルガ新田課長ハ途中
退室シテ重役ノ意志ヲ確メタルモノ、如キモ田中ノ室
交渉ニ入ラントシタガ新田課長ハ前ノ説明ヲ翻シ「考
慮」云々ノ解釋ハ回答書ニ述ハレタル通りト述べタ
ル為メ代表者等ハ会社ハ急ニ同意ナシト憤激シ一同退
室セントシタルガ一應全部ノ説明ヲ聽クニト、シ交渉
ヲ重ネタルカ第十三項ノ実施期日ヲ六月廿四日トシ第

一、東堅固ナル為メ幹部ノ面目今後ノ組合統制等ノ關係ニ
アリテ其ノ收拾ニ困惑シ現状ニ於テハ寧ろ従業員ノ氣
勢昂揚ノ緩和ニ腐心シ居リ公平ナル調停者ノ出デント
トラ希望シタルモノ、如シ

三、會社ノ態度ノ通り態度強硬ニシテ六月八日回答シタル
以外全無譲歩セサルモノ、如ク二回ノ聲明書ヲ發表シ
タル外六月十四日ハ「六月十三日十四日付日本新
聞」ラ一萬部購入一般従業員ニ配付シ全紙記載ノ
「非但分子ノ支取下に深刻化する東電罷業」ト題ス
ル記事ニヨリ筆談顧問ヲ圍ラント苦心シツ、アリ
右反申一通取信也